

## 使用の申込

### 受付期間（応答日）

- 全日使用 …1日単位でのお申込。  
ご使用日の6ヶ月前の日（応答日）から受付開始です。
  - 区分使用 …午前・午後・夜間の区分単位でのお申込。  
ご使用日の6ヶ月前の日（応答日）から受付開始です。
  - 時間使用 …1時間単位でのお申込。  
ご使用日の3ヶ月前の日（応答日）から受付開始です。
- ※ 全日使用も区分使用も6ヶ月前の日から受付開始です。

- 📖 受付開始日（応答日）がない場合は、その翌日が応答日となります。
- 📖 それぞれの受付開始日（応答日）が休館日の場合は、翌開館日が応答日となります。
- 📖 応答日の予約の場合は、本申込みが優先のため14：00からの受付となります。

- 例えば、市民活動シアターを使用したい日が…
  - 10月 1日の場合  
…全日及び区分使用は4月1日受付開始となります。
  - 10月31日の場合  
…全日及び区分使用は6ヶ月前の応答日（4月31日）がないので5月1日受付開始となります。
- 全日使用でのお申込であっても受付期間（応答日）、使用料金が変わりませんので、基本的に全日でのご利用の場合も区分+区分でのお申込として取り扱います。
- 区分使用での連続同時申込みも可能です。原状復帰等で当日に完了できない場合は、翌日に区分使用のお申込を頂きます。
  - ※ 応答日前の日程でも連続使用の可能性がございます。ご希望のお日にちがございましたら受付開始日前日の夜に、空き状況をご確認ください。

### 申込方法

- 本申込
  - ・ 施設の使用申込は、仙台市市民活動サポートセンターの窓口にて受け付けます。
  - ・ 申込書に必要事項を明記の上、ご提出ください。その際、使用内容についてのヒアリングを行い、使用可否及び営利目的の有無の判断をさせていただきます。
  - ・ 申込受付時に「使用承認書」（領収）（使用日内訳）2枚を発行いたします。使用当日にご提示いただきますので、大切に保管してください。
- 予約
  - ・ 予約の場合、電話・窓口にて受付いたします。予約した日を含め7日以内にご来館いただき、「使用申込書」を窓口にご提出いただきます。
  - ・ 予約日から貸室使用日までの期間が7日以内の場合は、予約の取りやめはできません。
- 使用料の支払い
  - ・ 申込時でのお支払いは、準備に使用する場合の使用料「準備使用料」にてお支払いいただきます。使用承認時の利用目的に使用する時間の「使用料」は、使用日当日にお支払い

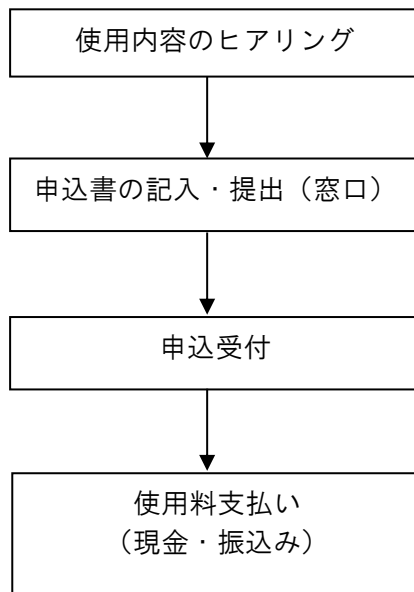
たきます。

- ・ 申込み時にお支払いいただく「準備使用料」は、窓口で現金でお支払いいただくか、または、銀行振込にてお支払いいただきます。銀行振込の場合は、お申込日から10日以内に入金してください。その際の振込手数料は使用者負担となります。
  - ・ 使用日当日にお支払いいただく「使用料」は、現金のみの扱いになります。
  - ・ 利用日の2日前以降のお申込は、現金のみの扱いになります。
- ※ 有料貸出備品については、使用日当日のお支払いとなります。

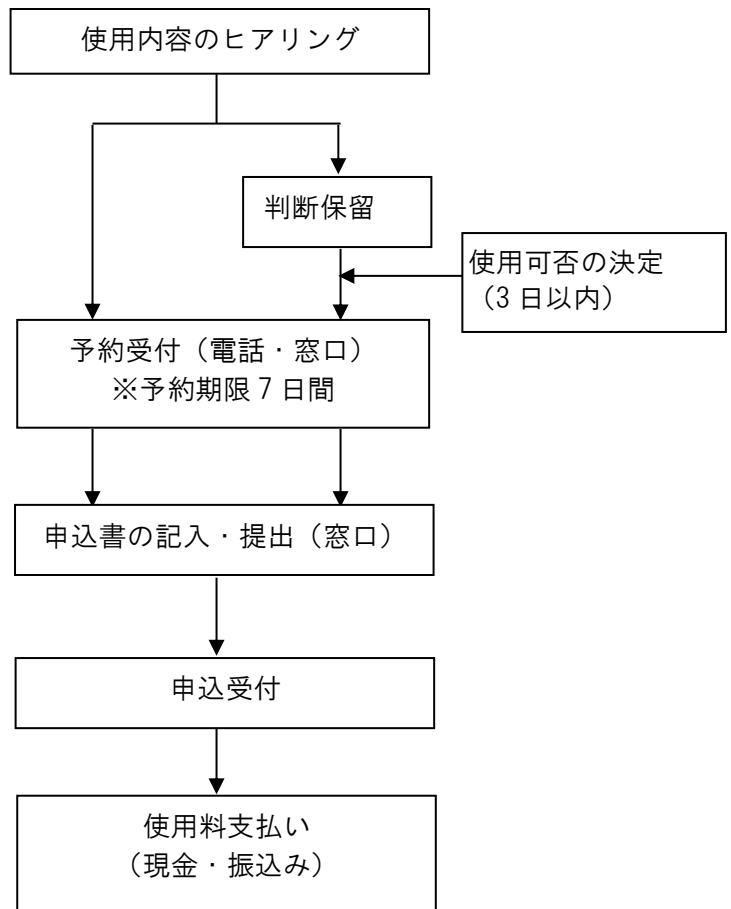
□ 空き状況の確認

- ・ 市民活動シアターの利用状況は、電話・窓口にて確認することができます。
- ・ お気軽にお問い合わせください。

◆ 申込の流れ



◆ 予約をした場合の申込の流れ



## シアターの使用料

全日使用（6ヶ月前より受付開始）

	使用時間	使用料
平日（月～土）	9：00～22：00	41,300円
日曜・祝日	9：00～18：00	30,100円

区分使用（6ヶ月前より受付開始）

	午前 (9：00～12：00)	狭 間 時 間	午後 (13：00～17：00)	狭 間 時 間	夜間 (18：00～22：00)
平日（月～土）	11,300円		15,000円		15,000円
日曜・祝日	11,300円		15,000円		

※ 区分を連続して申し込む場合、狭間時間の料金は発生しません。

※ 区分+時間の申し込みの場合は、狭間時間の料金が発生します。

時間使用（3ヶ月前より受付開始）

	使用時間	使用料
平日（月～土）	9:00～22:00	3,800円（1時間）
日曜・祝日	9:00～18:00	3,800円（1時間）

※ お申込は、正時から正時（〇時～〇時）の1時間単位で承ります。

- 営利の目的で使用する場合の使用料は、表に定める額の3倍となります。
- 準備に使用する場合の使用料は、表に定める額の2分の1となります。

## 連続使用期間

- 全日・区分使用での連続使用が可能ですが、使用料金の割引はありません。
- 連続使用は30日間までです。連続使用期間中に休館日がある場合、休館日はご使用いただけません。

## 使用日などの変更手続

- 使用日変更、使用時間の移動等の使用変更は、1回に限り可能です。
- 使用時間の前までに、使用変更の手続きをお取りください。この場合は、「使用承認書」（領収書）（使用日内訳）の2枚をご持参のうえ、あわせて「使用変更申込書」に記入し提出してください。
- また、使用料に差額が生じ不足分が発生した場合は、その分の使用料を納めてください。変更後の使用料が、変更前の使用料より減額した場合の差額は返金できません。

※ 使用時間の延長は、当日でも可能です。この場合、使用前に延長分の使用申込みを行い、使用料をお支払いください。

- 市民活動シアターからセミナーホール・研修室への使用変更はできない場合もあります。
- ※ セミナーホール・研修室は市民公益活動団体のみの利用となります。
- ※ セミナーホール・研修室では演奏・合唱・踊り・運動等の使用はできません。

## 使用の取りやめ方法

- シアターの使用を取りやめる場合は、使用承認書と領収書をご持参の上、「使用取りやめ申出書」を提出してください。
- お返しできる使用料の額は、以下の表の通りとなり、お手続きをいただいた期日によって変わります。なお、使用料の返還には、上記「使用取りやめ申出書」以外に「使用料返還申込書」「使用料還付請求書」「代表者の認印」が必要となります。使用料の返還は、代表者の銀行口座への振込を通じて行われます。  
※ 時間使用の場合、応答日の取りやめであっても全額返金はできません。

		6ヶ月前	4ヶ月前	3ヶ月前	2ヶ月前	当日
受付	全日使用	※受付開始6ヶ月前				
	区分使用(午前・午後・夜間)	※受付開始6ヶ月前				
	時間使用(1時間単位)	※受付開始3ヶ月前				
取り止め	市民活動シアター 受付開始6ヶ月前	全額	8割相当額 (100円未満は切り捨て)		返金なし	

## 使用を承認できない場合

- 次のような場合には、施設の使用承認はできませんのでご了承ください。
  - ・ 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
  - ・ 管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - ・ 施設の使用が暴力団の利益になると認められるとき。
 上記のほか、市長（指定管理者）が不相当と認めるとき。
- 建物の構造上、他の貸室に影響のある催物については使用できないことがあります。

## 目的外使用及び使用権限譲渡の禁止

- 申込内容と使用内容に相違があったとき、営利目的に使用する場合は使用料を適用させていただく場合があります。
- 承認を受けた施設や設備を目的以外に使用したり、使用の権利の譲渡、転貸はできません。
- ただし、附帯設備使用料については、照明・音響等で主催者が依頼した業者が支払うことができます。

## 使用承認の取り消し

- 次の場合、すでに使用を承認している場合でも、承認取り消しや使用の制限、停止をすることがあります。
  - ・ 仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例又は同条例に基づく規則に違反したとき。
  - ・ 上記「使用を承認できない場合」の要件に該当することとなったとき。